

速報 れんごう札幌

連合北海道札幌地区連合会

2015年10月7日発 第74号発行責任者 平野博宣 Tel011-210-0505 Fax011-210-0606

徹底周知と改善宣言

10/7 昼街宣で市民へアピール 10月8日から764円
相談ダイヤル10月8日~9日

連合北海道・連合石狩地協・札幌地区連合会は10月8日から改定される北海道地域最低賃金の周知街宣を10月7日12時から札幌駅西口の紀伊國屋書店前で実施しました。今回の改定は16円引き上げとはいえ、全国平均の780円を大幅に下回るものであり単身独立生計を維持するには大変困難な内容です。連合石狩地協山本副事務局長は764円を一刻も早く1000円に引き上げるべく連合総体で取り組むとしました。また、10月8日・9日はフリーダイヤル(0120-154-052)を配置し労働相談に対応するとしました。街頭では参加した22名の連合組合員がチラシ・ティッシュを配布し改定された最賃の内容や相談ダイヤルの周知に取り組みました。



最賃労働相談

2015年10月8日〜 時給 法定地域別最低賃金 **764円** 北海道

思った時は、すぐに表面をチェック!!

最低賃金をご存知ですか? 法に基づき、国が賃金の最低額を定めています。

最低賃金は、毎年、審議院ごとに見直しされています。

最低賃金を下回る賃金で働かせる経営者には、罰金50万円が科せられます。

非正規で働く方には、派遣元ではなく、労働地の最低賃金が適用されます。

気になることが... あれば、「なんでも労働相談ダイヤル」へ!

0120-154-052
不明・心配・違反→相談を

北海道地域最低賃金が10月8日から764円に改定となることに合わせ、連合北海道・連合石狩地協・札幌地区連合会は10月8日~9日に相談ダイヤルを開設します。時間帯は10時から19時としフリーダイヤル(0120-154-052)で対応します。今回の改定により道内ではパートタイマー等時間給労働者35万人に影響が及ぶとされています。職場内・地域・知友人に最低賃金を含め労働条件について不明・不安・違反ではないか等の思いを持つ方があれば是非フリーダイヤルを紹介してください。混み合っている場合は0120-090-050(さっぽろ労働相談センター)でも対応します。